規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	三一、四二七
規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	四〇、九一〇
規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	三一、〇五五
規則別表第二の四の項の下欄のヘに掲げる業種	三〇、五〇三
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一一六、四一七
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	二八三、三九〇

表規則第四条第五号に規定する分別基準適合物の項の量の欄中「一四、二四八」を「一六、一六一」に、「一七〇、七七七」を「一八四、八一九」に、「一〇、一八五」を「一一、一七一」に改め、同表に次の一項を加える。

規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	四八八、三一一
規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	一八、三二二
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	四、九八六
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	五五、九三三
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一六、一三七
規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	四四、〇七七
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	二二一、三六七
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	九二、一三〇

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　告示第十四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率（平成八年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　告示第七号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十一年十二月十六日

大蔵大臣　宮澤　喜一
厚生大臣　丹羽　雄哉
農林水産大臣　玉沢徳一郎
通商産業大臣　深谷　隆司

表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項の次に次の一項を加える。

規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九四

表に次の一項を加える。

規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
	一〇〇分の九四

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　告示第十五号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　告示第八号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十一年十二月十六日

大蔵大臣　宮澤　喜一
厚生大臣　丹羽　雄哉
農林水産大臣　玉沢徳一郎
通商産業大臣　深谷　隆司

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「二八、八〇〇」を「二四、三〇〇」に改め、同表規則第四条第二号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「一三、六〇〇」を「一七、〇〇〇」に改め、同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「一〇、八〇〇」を「一二、六〇〇」に改め、同項の次に次の一項を加える。

規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	
	六、二〇四

表規則第四条第五号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「四、六一三」を「七、一九七」に改め、同表に次の一項を加える。

規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
	一四、三八二

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　告示第十六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条第三項の規定に基づき、平成十二年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画（平成十一年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　告示第九号）の一部を次のとおり変更したので、同項の規定に基づき、公表し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十一年十二月十六日

大蔵大臣　宮澤　喜一
厚生大臣　丹羽　雄哉
農林水産大臣　玉沢徳一郎
通商産業大臣　深谷　隆司

六の1の表中

一二一	一五三
一九二	二六一
二〇二	三三六
二〇二	四〇一
二六八	四〇六

を　に改める。

六の2中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

別表第八を次のように改める。

別表第八

所在地	施設の種類
神奈川県（設置予定） 兵庫県（設置予定） 広島県（設置予定）	高炉で用いる還元剤を得るための施設

別表第十を別表第十一とし、別表第九を別表第十とし、別表第八の次に次の一表を加える。

別表第九

所在地	施設の種類
千葉県（設置予定） 愛知県（設置予定）	コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための施設

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第十七号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号）第十一条の三第一項第三号イの規定に基づき、特定包装利用事業者が回収する特定包装の量の算定方法を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十一年十二月十六日

大蔵大臣　宮澤　喜一
厚生大臣　丹羽　雄哉
農林水産大臣　玉沢徳一郎
通商産業大臣　深谷　隆司

特定包装利用事業者が回収する特定包装の量の算定方法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号。以下「規則」という。）第十一条の三第一項第三号イの当該年度における主務大臣が定めるところにより算定される量は、第一号又は第二号に掲げる量とする。

一　当該特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定包装が属する容器包装区分に係る特定包装のうち、当該年度の前事業年度（規則第十一条の二第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合、規則第十五条（規則第十八条において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合又は当該認定を受けて再商品化をする年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場合には、当該年度の前々事業年度）において自ら回収し、又は他の者に委託して回収したものの量（他の特定包装利用事業者から委託を受けて回収したものを除く。）

二　前号の規定にかかわらず、次のイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定めるとおりとする。

イ　当該特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定包装が属する容器包装区分に係る特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収する年度（以下「初年度」という。）又は終了する年度の場合　当該年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収する見込量（他の特定包装利用事業者から委託を受けて回収するものを除き、適切な方法を用いて得たものに限る。）

ロ　初年度の次年度（以下「第二年度」という。）の場合　初年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は第二年度に回収する回数を乗じて得た量（他の特定包装利用事業者から委託を受けて回収するものを除く。）

ハ　初年度の次々年度であって、第二年度の三月末日までに第二年度に自ら回収し、又は他の者に委託して回収したものの量が確定していない場合　初年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は初年度の次々年度に回収する回数を乗じて得た量（他の特定包装利用事業者から委託を受けて回収するものを除く。）

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第十八号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号）第十一条の三第一項第三号ロの規定に基づき、特定包装利用事業者に係る容器包装廃棄物として排出されない特定包装の量の算定方法を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十一年十二月十六日

大蔵大臣　宮澤　喜一
厚生大臣　丹羽　雄哉
農林水産大臣　玉沢徳一郎
通商産業大臣　深谷　隆司

特定包装利用事業者に係る容器包装廃棄物として排出されない特定包装の量の算定方法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号。以下「規則」という。）第十一条の三第一項第三号ロの主務大臣が定めるところにより算定される量は、規則第十一条の三第一項第一号又は第二号に掲げる量のうち事業活動に伴い消費された商品に用いた当該特定包装の量とする。

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第十九号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十三条第二項第三号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十一年十二月十六日

大蔵大臣　宮澤　喜一
厚生大臣　丹羽　雄哉
農林水産大臣　玉沢徳一郎
通商産業大臣　深谷　隆司

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量は、次の表の上欄に掲げる特定分別基準適合物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

特定分別基準適合物	量（千キログラム）
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第四号に規定する分別基準適合物	二一九、九五〇
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	九四、一八九